

南九州市温泉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 26 日

南九州市長 塗木 弘幸

南九州市条例第 18 号

南九州市温泉センター条例の一部を改正する条例

南九州市温泉センター条例（平成19年南九州市条例第149号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 浴室の部一般浴室（1 人 1 回入浴）の款中「420円」を「460円」に改め、「（1 級～5 級）」を削り、「250円」を「270円」に改め、同部割引回数券（入浴券11枚綴り）の款中「4,200円」を「4,600円」に改め、「（1 級～5 級）」を削り、「2,500円」を「2,700円」に改め、同表共通の項中「800円」を「840円」に改め、同表備考中「（1 級～5 級）」を削り、「250円」を「270円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年10月 1 日から施行する。
（割引回数券に関する経過措置）
- 2 この条例の施行の日の前日までに購入した南九州市温泉センター条例に規定する割引回数券については、購入時と使用時の 1 枚当たりの券面額の差額を支払うことにより使用することができるものとする。